

後期高齢者医療保険料率の変更になります

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係(31)2512

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直されます。

平成24・25年度の保険料率は、平成22・23年度と比べ医療費などの増加が見込まれることから、次のとおり改正となりました。(図1参照)

(図1:保険料率の改正について)

	改正後	改正前
均等割額	38,239円	36,225円
所得割率	7.29%	6.89%
限度額	550,000円	500,000円

●保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額で計算されます。(図2参照)

(図2:保険料計算について)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 38,239\text{円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline \frac{\text{前年中の総所得金額等}-33\text{万円}}{\times} \\ \hline 7.29\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一人当たりの} \\ \text{保険料額} \\ \hline \text{(限度額55万円)} \\ \hline \end{array}$$

(図3:均等割軽減について)

均等割額の軽減			
世帯内の被保険者と世帯主の前年総所得等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下 の場合	世帯内の被保険者全員が年収80万円以下 (その他各種所得なし)の場合	9割軽減	3,823円/年
	上記以外の方	8.5割軽減	5,735円/年
33万円+(24万5,000円×世帯主以外の被保険者数)以下の場合 ※単身世帯は該当しません。		5割軽減	19,119円/年
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下の場合		2割軽減	30,591円/年

所得が少ない方の保険料の軽減は継続されます。軽減内容は次のとおりです。

●均等割軽減

世帯の所得に応じて、9割、8.5割、5割、2割を軽減。

(図3参照)

●所得割軽減

被保険者の前年の総所得金額から、基礎控除(33万円)を引いた額が、58万円以下の方は所得割額を5割軽減。

●会社などの健康保険の扶養者であつた方の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保、国保組合は対象外です)の被扶養者であつた方については、所得割額がかららず均等割額が9割軽減となります。

医療費の適正化に向けて

●生活習慣病の早期発見のため、町で実施している健康診査を受診し、健康維持に努めましょう。

●同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうことがあります。

●後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効果を持ち、費用も安くすみます。利用について医療機関や薬局に相談しましょう。

ポリオワクチン

不活化ポリオワクチンの導入は可能な限り迅速に行いますが、早くても平成24年度の終わりが予定です。不活化ポリオワクチンの導入まで、ポリオワクチンの接種を待つことはおすすめでできません。不活化ポリオワクチンを導入するまで、ポリオワクチンを接種せずに様子を見る方が増えると、免疫をもたない方が増え、国内でポリオの流行が起きてしまう危険性があります。きちんとワクチンを接種し、ほとんどの方が免疫をもてば、海外でポリオが流行しても、国内では防ぐことができます。

ポリオワクチンを接種することが、ポリオを予防する唯一の方法です。

ポリオワクチンに関する情報は、厚生労働省ホームページでご案内しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/index.html>

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)25104

平成24～26年度の

介護保険料が決定しました

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係
(31) 2512

平成24～26年度までの3カ年にわたる第5期介護保険事業計画に基づく、介護保険料が決定しました。

第5期保険料は、今後3年間の高齢者数の増加と、必要な介護サービス費の増加を見込み、基準月額で現行の4,440円から200円(4.5%)増の4,640円となりました。所得区分は現行の6段階で、中間所得者層への軽減を考慮し、引き続き第4段階を細分化しています。(図1)

介護保険制度は、介護サービス費用の1割を利用者が負担し、残り9割を介護保険料等の公費で賄います。一般的に介護保険料と呼ばれているのは、65歳以上の第1号被保険者に納めていただく保険料のことで、残り9割のうちの21%を負担していただきます。(図2) 40～64歳までの第2号被保険者は、それぞれが加入する医療保険の保険税や保険料に、介護保険分を上乗せして納めていただきます。29%を負担していただいています。(図2)

このように介護保険制度は、相互扶助の精神で成り立っているものです。今後とも皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

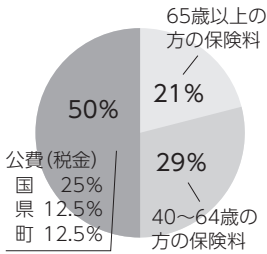


図2 サービス給付費の負担割合 (在宅サービスの場合)

所得段階	要件	基準月額(円)	調整率	改訂後 平成24～26年度 (第5期)		改訂前 平成21～23年度 (第4期)	
				月額(円)	年額(円)	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	4,640	× 0.5	2,320	27,840	100	1,200
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	4,640	× 0.5	2,320	27,840	100	1,200
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	4,640	× 0.75	3,480	41,760	150	1,800
第4段階-1	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	4,640	× 0.9	4,176	50,110	180	2,160
第4段階-2	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、第4段階-1に該当しない方	4,640	× 1基準額	4,640	55,680	200	2,400
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	4,640	× 1.25	5,800	69,600	250	3,000
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	4,640	× 1.5	6,960	83,520	300	3,600

図1

献血にご協力を!

あなたの勇気で助かる命がある

—全血献血—

献血は一人ひとりの善意によって支えられています

【日時】

4月18日(水)

午前9時30分～11時30分

【場所】

御代田町保健センター

(北側駐車場)

長野県の献血者数は年々減少しており、特に、10～30歳の若い方の献血者が減少しています。輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。血液だけは、人工的に造ることができません。病気やけがの人々のため、皆さまの献血が必要です。

ご協力をお願いいたします。※患者さんが安心して輸血が受けられるよう、献血していただける方の本人確認をさせていただいております。お手数ですが、運転免許証、パスポート、

保険証などご本人を証明できるものをご提示ください。(一度提示いただいている方は必要ありません。「献血カード」をお持ちの方は、持参してください)

※献血にお越しの方は、北側駐車場をご利用ください。無料にいたしますので、係員まで駐車券をご提示ください。

※献血にお出かけいただいても、当日の健康状態によつては、献血いただけないことがあります。

お問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32) 2554

